

第一編  
概  
觀



# 第一章 総説

## 第一節 少子高齢化の進行と

### 人口減少社会の到来

平成十四年に始まる今期は、バブル経済崩壊後十年が経過し、日本経済はアジア向け輸出の大幅な増加による輸出主導の景気拡大期を迎えていた。しかし、この景気の拡大は同年二月から二十年二月の七十三ヶ月という長期にわたって続いたものの、この間の実質経済成長率は年平均二%弱と低水準に止まるとともに、戦後経験したことのないデフレ状態が継続し、経済活動と国民生活に大きな影響を与えていた。一方、世界に目を向けると、この間、ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカの、いわゆるBRICS諸国や東南アジアなどの新興国の経済成長が急速に進んでいた。特に、中国の成長が著しく二十二年には我が国を抜いてGDP世界第二位の経済大国となった。

そうした中、平成十三年四月に誕生した小泉政権は、十年間の経済の停滞からの脱却を目指し、不良債権処理の加

速化に加え、聖域なき構造改革を断行し、日本の再生と発展を目指すことになった。特に、「地方にできることは地方に」との方針の下、国庫補助負担金改革、三兆円規模の税源移譲、地方交付税の見直しという「三位一体改革」が実施されるとともに、地方分権改革が進められた。

一方、少子高齢化の急速な進展により、平成二十三年以降、人口が継続的に減少する、人口減少社会という未だかつて経験したことのない状況に直面することになった。この期における出生率（人口千対）の動向を見ると、十四年には九・三であったが、二十三年には八・三と低下したほか、自然増加数が十七年には明治三十二年の統計開始以来初めてマイナスとなるなど出生数の減少による自然減少が続いた。

また、平成十四年十月現在の高齢者人口は約二千三百六十三万人で、高齢化率は十八・五%であったが、二十三年十月の高齢者人口は約二千九百七十五万人で、高齢化率は二十三・三%に上昇した。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（二十四年一月推計）によれば、高齢化はさらに進み、七十二年には高齢化率三十九・九%

に達することが見込まれている。一方、生産年齢人口は十四年の約八千五百七十万人が二十三年には約八千三百三十四万人と約四百三十六万人減少しており、労働人口が減少する中でいかに経済成長を実現するかが大きな課題となっていた。

本県においても、同様の傾向を続けており、県人口は平成十六年の二百三万五千人をピークに減少に転じており、少子高齢化は喫緊の課題となっていた。

### 県内産業の動向

群馬県統計年鑑によつてこの期の県内総生産をみると、平成十四年度には約七兆四千七百八十五億円であつたが、二十三年度には約七兆五千三百七十七億円となり、約五百九十二億円（〇・八％）の増加となつた。

県内総生産のうち産業別の動向を見ると、第一次産業は平成十四年度に約千二百八十九億円であつたが、二十三年度には約千二百六十六億円となり、二百六十三億円の減少となつた。県内産業に占める総生産の構成比は十四年度に一・八％であつたが、二十三年度には一・五％に減少した。第二次産業は十四年度に約二兆九千三百五十五億円であつたが、二十三年度には約二兆八千五百三十三億円と約千三百一億円の減少となつた。県内産業に占める構成比は十四年度の四十

一・八％とほぼ同じ四十二％だつた。第三次産業は、十四年度に約三兆九千六百三十八億円であつたが、二十三年度には約三兆七千六百五十二億円となり、約千九百八十六億円の減少となつた。県内産業に占める構成比は五十六・四％でほぼ変化がなかつた。

### 第一次産業の状況

県内の産業状況をみると、農家人口は、平成十二年には二十八万四千六百六十七人であつたが、二十二年には十二万四千三百六十一人と大きく減少した。農業就業人口は十二年には八万七千六百二十人であつたが、二十二年には五万七千八百八十四人となり、三十四・九％減少した。農家戸数は十二年には六万五千五百六十五戸であつたが、二十二年には五万七千二百五十二戸となり、十二・七％減少した。二十二年の内訳は、自給的農家二万五千三百三十八戸、販売農家三万九百四十四戸となつた。

一方、経営耕地面積は、平成十二年には五万八千二百四十九・四畝であつたが、二十二年には四万四千五百三十六・九畝となり、二十三・五％減少した。また、農業産出額は、十四年には二千二百六十八億円であつたが漸減し、二十四年には二千二百十三億円、部門別の構成比は畜産が四十一・四％、野菜が三十八・三％であつた。

林業従事者は平成十四年には九百七十人であつたが、十三年には七百二十三人となり、二十五・五%減少した。

造林面積は平成十四年度には三三二・七畝であつたが、二十三年度には二百九十四・七畝となつた。森林面積は十二年には四十万四千四百二十九・七畝であつたが、二十二年には四十万三千二百七十一・七畝となり、約千五百五十八・七畝減少した。木材生産量は、素材で、十四年には十八万六千四百四十八立方尺であつたが、二十三年には二十二万九千二百二十八立方尺と四百二百八立方尺増加した。木材生産額は、素材で、十四年には二十五億百四十三万四千円だつたが、二十三年には二十五億八千五百万円と八千三百五十六万六千円増加した。

## 第二次産業の状況

県内工業は、昭和三十年代後半からの積極的な工業開発等により、加工組立型産業を中心として順調な成長を遂げ、県経済発展の原動力となつてきた。この期においても、引き続き企業誘致の積極的な推進に努めてきたが、平成十九年の企業立地促進法の施行に伴い、「アナログ関連産業」など四分野を特に集積すべき産業として位置づけるとともに、北関東自動車道の全線開通を見据えた「北関東ベルトゾーン開発構想」を策定し産業集積を促進した。

立地面積千平方尺以上を対象とする工場立地動向調査では、バブル景気崩壊による低水準から改善し、平成十八年には十五年ぶりに百件台を回復したものの、二十一年以降、件数、面積とも大幅に減少した。十四年から二十三年までの企業立地は六百七十二件、面積は七百十一・七畝であつた。このうち立地件数の多い業種である機械・金属や電気機械、輸送機械、精密機械の合計は三百六十五件で、構成比は五十四・三%であり、次いで、食料品が八十件、プラスチックが六十二件であつた。

製造品出荷額等では、平成十四年には約七兆二千二百九十一億六千六百九十四万円であつたが、二十三年には約七兆三千八百三十二億五千五百九十七万円となり、約千五百四十億円(二・一%)の増加となつた。業種別では、輸送機械の構成比が三十二・二%で、次いで食料品の八・三%、化学の六・八%、飲料・飼料の六・二%、業務用機械の六・一%であつた。また、製造業従事者は十四年には約二十一万七千人であつたが、二十三年には約十九万六千人となり、九・七%減少した。

平成十四年五月に政府は景気底入れを宣言したものの、その後の景気回復の足取りは重く、足踏み状態にあつた。このような情勢の中、県は、中小企業、とりわけ、ものづくり産業の技術力を強化するため十五年に群馬産業技術センタ

ーを建設し、共同研究や技術相談を通じて技術力の向上に努めるとともに、群馬県中小企業振興公社を群馬県産業支援機構に改組し、経営革新による中小企業の経営基盤の強化と創業の促進並びに科学技術振興、産学官連携を推進した。

### 第三次産業の状況

第三次産業は、平成二十二年度の国勢調査によると産業別就業者数の六十二・六％を占め、第二次産業の三十一・八％を大きく上回るとともに、前回の国勢調査を一・八ポイント上回る状況にあり、新たな雇用の受け皿としてのサービス産業の生産性向上等が重要な課題となった。

卸売業・小売業の年間商品販売額の推移をみると、平成十一年には約六兆二千六百七十六億円であったが、十九年には約六兆八千三百億円となり、この間九・〇％の増加だった。うち卸売業は十九・一％増加して約四兆七千四百二十二億円となり、小売業は八・三％減少して約二兆二千二百五十七億円となった。卸売業・小売業の従事者は、十一年の十八万二千三百九十六人から十九年には十六万九千八百九十六人と六・九％減少した。小売業の売り場面積をみると、十四年には約二百七十万四千平方メートルであったが、十九年には約二百八十一万四千平方メートルと、四・一％増加した。

大型小売店については、平成十二年の大規模小売店舗立地法の施行により、大型店の設置は届け出のみとなったほか、八ヶ月間の実施制限、地元説明会の開催義務が設けられるなどの制度改正が行われたが、本県においては届出件数の大幅な増加は見られなかった。一方、店舗面積三万平方メートルを超える超大型ショッピングセンターの出店が旧法時代の二件から五件へと増加した。

国の商業販売統計年報によると、大型小売店の年間販売額は、平成十四年には二千七百二十四億円であったが、二十三年には二千六百九十四億円とわずかに減少した。売り場面積は十四年の約五十三万六千平方メートルから二十三年の約六十四万平方メートルと増加した。

### 人口減少と少子高齢化の状況

国勢調査によつてこの期の県人口の推移をみると、平成十二年に二百二万四千八百五十二人(男九十九万九千三百四十九人、女百二万五千五百三人)であったが、二十二年には、二百万八千六十八人(男九十八万八千九十九人、女百二万四千九十九人)となり、一万六千七百八十四人(男一万三千三百三十人減、女五千四百五十四人減)、率にして〇・八％減少した。二十二年の全国に占める県人口の割合は約一・五％で、四十七都道府県中十九位だった。

移動人口調査によれば、県人口は、戦後二十年間概ね百六十万人台で推移し、昭和四十年代からは着実に増加し、平成五年十月十九日に二百万人に到達した。その後、引き続き増加を続け、十六年には二百三万五千人となり、この期の頂点となったが、これを境にその後は減少に転じた。二十三年の年齢別構成比率では、年少人口（十五歳未満）は十三・六%（全国十三・一%）、生産年齢人口六十二・五%（同六十三・六%）、老年人口二十三・九%（同二十三・三%）となっており、生産年齢人口に対する老年人口（老年人口指数）は三十八・三で高い順から全国三十二位であった。特に後期高齢者（七十五歳以上）は十四年に約十七万三千人、人口構成比八・五%であったが、二十三年には二十三万八千人、同約十一・九%になった。県の高齢化の状況は、全国平均を若干上回る比率であった。

県人口に対する自然増加（出生と死亡の差）率は、平成十四年に一・一、二十三年はマイナス二・七であった。人口千人当たりの出生数は十四年の九・四に対し、二十三年は八・〇で一・四ポイント減少した。また、女性が生涯において出産する人数を推計した合計特殊出生率は年々低下を続け、十四年には一・四一まで低下し、二十三年も同様に一・四一となり少子化が定着する状況となった。

## 平成の大合併

国は、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成十一年七月に市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）を改正し、各種支援策を創設、拡充した。また、十七年以降は、市町村の合併の特例等に関する法律（新合併特例法）を制定し、国や都道府県の積極的な関与により市町村合併を推進した。この結果、十一年三月現在の全国三千二百三十二の市町村が、十二年四月には千七百二十七となった。県では、市町村が自ら判断し、決定することが望ましいとの基本的な考え方に立ち、市町村からの要請に基づいて技術的支援や人的支援、財政的支援を行った。その結果、十五年四月に万場町と中里村が合併し神流町が誕生したのを皮切りに順次合併が進み、旧合併特例法下で七十市町村が三十九市町村となった。また、新合併特例法下でも四件の合併が行われたことから、本県の市町村は三十五に再編された。この結果、人口規模が三十万人を超えた前橋市と高崎市は中核市に、二十万人を超えた太田市と伊勢崎市は特別市となった。一方、人口が一人未満の町村は十町村となった。

## 県民生活の変化

県の世帯数の推移をみると、平成十四年は七十一万八千七百七十五世帯であったが、二十三年には七十六万九百三十一世帯と四万九千五百六十六世帯増加した。一方、一世帯当たりの人数は、十三年の二・八四人から二十三年には二・六三人と〇・二一人減少した。一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加し着実に小世帯化が進んだ。婚姻の状況では、十四年から二十三年の間に、県内の人口千人あたりの婚姻率は五・八から四・七に低下し、人口千人当たりの離婚率は、二・一六から一・八に低下し、いずれも全国平均を下回った。毎月勤労統計調査によって、県内の事業所規模三十人以上の常用労働者一人平均総労働時間をみると、十四年に百五十九・九時間(全国百五十三・一時間)であったが、二十三年には百五十一・三時間(全国百四十九・〇時間)と減少した。

次に、県民所得を見てみると、一人当たりの県民所得(分配)は、平成十四年度は二百九十一万円であったが、二十三年度は二百八十九万円と減少する状況にあった。

個人生活の面では、インターネット利用が急速に進んだ。通信利用動向調査(総務省)によると、平成十四年の人口普及率(個人)は五十四・五%で初めて五割を超え、二十四年には七十九・五%となった。二十四年の県のインターネット利用率は七十八・五%で、端末別にその内訳をみると、

「自宅のパソコン」が五十八・五%、「携帯電話」が四十四・三%、「自宅以外のパソコン」が三十一・三%、「スマートフォン」が三十一・二%であった。

また、県内の自動車保有台数は、平成十四年度末に約百六十七万五千台であったが、二十三年度末には百七十三万七千台と約六万二千台の増加となり、一世帯当たり二・二八台となった。自動車運転免許保有者数は、十四年末には約百三十四万五千人であったが、二十三年末には約百四十五万五千人となり、県人口に占める割合は十三年末の六十七・五%から七十二・八%と二・八%の伸びとなった。群馬県は昭和四十年代後半から急速に自家用車の普及が進んだことから全国屈指の「自動車王国」となったが、他方、昭和四十二年のピーク時には一億五千二百六十二万人いたバス利用者はその後減少に転じ、二十三年度には約九百五十三万人となった。海外への渡航者数は、平成十四年に約十八万五千人であったが、二十三年には約十六万七千人と一万七千人減少した。

### 環境問題への取り組み

環境への負荷が少なく持続的発展が可能な社会に導くための総合的かつ計画的な施策を実施するため、県は、平成八年十月に、環境基本条例を制定した。翌九年には、同条

例第十条に基づき、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から循環型社会への転換を目指した環境基本計画を策定するとともに、十八年には、「群馬の豊かな自然を守り、育む」、「環境への負荷が少ない循環型社会をつくる」、「自主的取り組みと各主体間の連携を進める」という三つの基本目標を掲げた新たな十九年の基本計画を策定した。

地球温暖化対策については、国際的な枠組みとして初めて採択された「京都議定書」が平成十七年二月に発効し、国においては温室効果ガスを二十四年度に二年度比で六%削減するために「京都議定書目標達成計画」を策定し目標達成に向けた取り組みを進めた。県においては、十年三月に「群馬県地球温暖化対策推進計画(コッソコッソプラン)」を策定し、十七年度に二年度比で二十%を削減する目標を掲げて取り組みを開始したが、目標の達成には至らなかった。十八年三月には、「第二次群馬県地球温暖化対策推進計画(新コッソコッソプラン)」を策定し、二十二年度に十四年度比で二二%を削減する目標を掲げ対策を進めた結果、七・八%の削減を達成した。また、二十年度から京都議定書の第一約束期間が始まったことから、二十一年十月には「群馬県地球温暖化防止条例」を制定するとともに、二十三年三月には「群馬県地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策の取り組みを強化した。

世界的に知られる尾瀬については、平成十七年十一月に、ラムサール条約の登録湿地となり、十九年には、日光国立公園から分離独立し、全国で二十九番目の国立公園となった。

廃棄物対策については、平成十四年三月に策定した「群馬県循環型社会づくりビジョン」と十八年三月に策定した「第二次群馬県廃棄物処理計画」に基づき進めてきたが、二十三年三月、この二つの計画を統合した「群馬県循環型社会づくり推進計画」を新たに策定した。

#### 北関東自動車道の全線開通

平成二十三年三月十九日午後三時、太田桐生インターチェンジ〜佐野田沼インターチェンジ間、延長十八・六キロメートルが開通し、北関東自動車道(総延長約百五十キロメートル)が全線開通した。この結果、北関東三県間のアクセスが飛躍的に向上するだけでなく、東京百キロメートルから百五十キロメートル圏で関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道を環状に連結することにより北関東地域から各地方へのアクセスが円滑になり、本県のポテンシャルが一段と向上することになり、企業誘致や観光誘客などの優位性が高まった。また、高速交通網の整備の効果が県内全ての地域や産業の発展に活かせるよう、七つの交通軸の整備を進めた。

## 教育・文化・スポーツの振興

国においては、科学技術の進歩、情報化やグローバル化の進展、少子高齢化など急速に変化する社会情勢を踏まえ、平成十八年十二月に教育基本法の全面的な改正を行い、二十年七月には同法に基づく教育振興基本計画を策定するなど教育改革を進めていた。県においても、これらの動きを踏まえ、二十一年三月に群馬県教育振興基本計画を策定し、教育制度改革や学校教育内容の改善に努めた。

小中学校教育の充実を図ることを目的に進めていた、少人数学級編制「さくらプラン」と「わかばプラン」については、平成二十一年度には小学校第一・二学年の全ての学級において三十人以下学級を実現するとともに、第三・四学年においては三十五人以下の学級編制を行った。中学校においては、二十三年度に第一学年の全てにおいて三十五人以下の学級編制が行われるよう教員の配置を行った。また、二十三年度に小学校高学年を対象に英語教育を実施するとともに、情報教育に必要な情報機器やネットワーク環境の整備を進めた。二十年度から自然保護意識の醸成と郷土愛を育むことを目的に尾瀬学校を開始したほか、中学校全校で職場体験を実施しキャリア教育を進めた。また、少子化の影響により中学校卒業者の大幅な減少が見込まれたことか

ら、計画的に高等学校の再編整備を推進した。

平成十九年四月には学校教育法が改正され、特別支援学校制度が創設されたことから、障害のある幼児児童生徒に対するよりきめ細かな支援を行うこととなった。生涯学習については、生涯学習センターを中核として様々な機関と連携し県民カレッジなどの広域的な学習機会を提供する体制を整備するとともに、群馬県生涯学習情報提供システム「まなびねつとぐんま」をより利便性の高い新システムへと移行した。

文化面では、昭和五十六年の「文化県群馬」宣言から三十年が経過し、社会環境や経済状況などが大きく変化する中、改めて文化の振興を通じた人づくりや地域づくりの必要性が高まったことから、平成二十四年三月に「群馬県文化基本条例」を制定した。また、十三年に開催された国民文化祭を記念して、「国民文化祭記念・地域創造基金」を造成し、十五年度には県民が自主的に行う文化活動を支援する「文化の芽支援事業」を、二十年度には「一郷一学」運動を発展させ、市町村が行う文化活動を通じた地域づくりを支援する「地域の文化支援事業」や「伝統文化継承事業」を開始した。二十年八月には、県内外の二万人を超える高校生が参加して第三十二回全国高等学校総合文化祭を県内九市二町で開催した。

施設整備では、ぐんま昆虫の森が平成十四年六月から一部利用を開始し、十七年八月には全面開園した。

スポーツ面では、平成十五年一月には、「群馬国体」(第五十八回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会)が「風になる人」のスローガンのもと皇太子同妃殿下のご臨席を仰ぎ前橋市、高崎市及び伊香保町で開催された。本県選手団はスケート競技、アイスホッケー競技ともに三位入賞を果たした。十八年二月には、「尾瀬国体」(第六十一回国民体育大会冬季大会スキー競技会)が「輝く君を見たい」のスローガンのもと秋篠宮殿下のご臨席を仰ぎ、片品村で開催された。さらに、十九年一月には、第六十二回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技大会が「ファイト！群馬国体」のスローガンのもと、皇太子殿下のご臨席を仰ぎ前橋市、高崎市及び渋川市で開催された。十五年の全国高等学校総合体育大会では前橋商業高校水球部が十四年ぶり七度目の全国優勝を果たしたほか、全国中学校駅伝大会では、中之条中学校駅伝部女子が十四、十五年と二年連続で、二十一年には吉岡中学校駅伝部男子が全国優勝を果たした。

施設整備では、平成十四年に総合スポーツセンターにぐんま武道館弓道場が完成した。また、十七年にザスパ草津(当時)がJリーグ二部への昇格を果たしたことからホームグラ

ンドとなる県立敷島公園陸上競技場の改修を行った。

### 東日本大震災

平成二十三年三月十一日午後二時四十六分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード九・〇の国内観測史上最大の巨大地震が発生し、北日本から関東にかけての広い範囲で強い揺れを感じるとともに、沿岸部を巨大津波が襲った。気象庁によると、宮城県栗原市築館で震度七、仙台市など宮城県各地、福島、茨城、栃木で震度六強を記録した。この地震による死者は一万六千二百七十八人、行方不明者は二千九百九十四人、全壊家屋十二万九千九百九十七棟に及ぶなど甚大な被害を被った。また、この地震の発生で、東京電力福島第一原子力発電所は緊急停止したものの、巨大津波により電源を喪失したことから原子炉の冷却ができず、一号機などで水素爆発が起り、放射性物質が大気中に放出される事態となった。

本県においては、桐生市で震度六弱を観測したほか、広い範囲で震度三以上を観測した。この地震による県内の被害は、死者一人、負傷者四十一人、住宅半壊七棟、一部破損一万七千六百七十五棟であった。県内の多くの市町村では被災者の受け入れが行われたほか、被災地への支援物資の送付や人的支援を行った。また、県内各地で停電が発生した

ほか、電力の需給が逼迫したことから計画停電も行われた。ガソリンの供給が滞り、ガソリンスタンドには長蛇の列が発生した。

## 第二節 地方自治を巡る動き

### 行財政改革

我が国経済は、バブル崩壊後の景気対策のため多額の財政支出や赤字国債の発行などがたびたび行われたことから財政状況が急速に悪化していた。新規国債発行額は平成二十一年には五十二兆円と税収を上回る規模になり、二十三年には東日本大震災が発生したことからその復興のための復興債の発行により新規国債発行額は過去最高の五十五兆八千億円となった。その結果、政務債務残高は、二十二年頃には対GDP比二百%を超える水準に達した。

このような状況の中、小泉内閣は平成十三年六月に、「今後の経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（骨太の方針）を策定し、「聖域なき構造改革」を旗印に、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との基本方針のもと、不良債権処理の加速化、規制緩和、財政改

革、年金・医療制度の改革などの構造改革を推進した。十六年六月には、スリムで効率的な政府の実現、独立行政法人の見直し、特殊法人等の改革、行政効率化の推進、さらに特別会計や公会計の見直しなどを進めるために、「今後の行政改革の方針」を閣議決定するとともに、翌十七年には「行政改革の重要方針」を閣議決定し、政策金融改革、独立法人の見直し、特別会計改革、総人件費改革などの構造改革を推進していた。

一方、地方公共団体に対しては、平成十七年三月二十九日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための指針」により集中改革プランの公表、民間委託等の推進、指定管理者制度や独立行政法人制度の活用などが求められていた。本県においては同年三月に、「第三次・群馬県行政システム改革大綱」の後を受けた「群馬県行政改革大綱」を策定したところであったので、同通知を受け十八年二月に「行政改革大綱の主要目標」として集中改革プランを公表した。集中改革プランでは、定員削減や給与の見直し、機構改革、外部委託などについて数値目標等を設定して取り組みを行った結果、一般行政部門の定員削減については、目標を上回る五百六十人の削減を達成した。引き続き、二十年には「県政運営の改革」を、二十三年には「新行政改革大綱」を策定し行政改革に取り組んだ。

## 地方分権

地方分権の歩みを振り返ると、平成五年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」以降、第一次分権改革、三位一体改革、そして第二次分権改革と地方分権は着実に進められてきた。第一次分権改革では、機関委任事務制度の廃止、国と地方公共団体の関係についての新たなルールの創設、国から都道府県、都道府県から市町村への権限委譲の推進、特例市制度の創設、必置規制の見直しなどが、三位一体改革では、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革が行われた。第二次分権改革は、十八年十二月の地方分権改革推進法の成立により本格的に行われることになった。十九年四月には同法に基づく地方分権改革推進委員会が発足し、二十年五月から二十一年十一月の間に四次にわたって勧告を行ったが、その内容は①都道府県から市町村への権限委譲、②地方自治体に対する義務づけ、枠付けの緩和、③国の出先機関の見直し、④地方税財政制度の再構築、であった。この勧告を受け政府は、二十一年十二月に地方分権改革推進計画を閣議決定し、二十三年四月には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第一次一括法)を成立させ、義務づけ、枠付けの見直しと条例制定権の拡

大(四十一法律)が、同年八月には第二次一括法を成立させ、基礎自治体への権限委譲(四十七法律)、義務づけ、枠付けの見直しと条例制定権の拡大(百六十法律)が行われることになった。これを受け、本県においては二十四年十一月定例県議会において、「群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」など三十六条例の制定、改正を行った。二十年三月には新たに、市町村への権限委譲の指針となる「新ぐんま権限委譲推進プラン」を制定し、市町村への権限委譲を推進した。

## 第三節 二十一世紀の幕開け

二十一世紀に入り、世界情勢は大きく変化し、新たな秩序の構築が求められる状況にあった。経済においては、BRICS諸国やアジア諸国などの新興国の経済成長がめざましく、平成十二年以降では先進国の成長率を上回る成長を続けていた。それまで、先進七カ国のみで開催されていた財務大臣・中央銀行総裁会議が、十一年からは新興国十一カ国が加わり、二十カ国・地域財務大臣・中央銀行総裁会議として開催されるようになったほか、世界金融危機が深刻

化した二十年には主要二十カ国首脳会合も開催され、新興国の存在感が格段に増すなど、グローバル化が急速に進展する状況にあった。

一方、二十一世紀は、アメリカ同時多発テロやモスクワ劇場占拠事件、スペイン列車爆発事件、ロンドン同時爆破事件などテロ事件が続発する状況にあったほか、スーダンのダルフール紛争など地域紛争も世界各地で続いており、世界情勢は不安定化が増す状況にあった。

このように世界情勢の変化の中、県政とこれを取り巻く状況にも新たな時代の幕開けとなる様々な動きがあった。

### 個性ある地域の発展に向けて

バブル崩壊後の十年間はいわゆる「失われた十年」と言われるように経済が停滞を続けた時期であったが、十年が経過してもなお、不良債権処理やデフレからの脱却が進まず、加えて、度重なる景気対策のために財政赤字が増大し、日本経済の再生が見通せない状況にあった。

このような状況を克服するため、小泉内閣は平成十三年六月に、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（骨太の方針）を閣議決定し、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に、地方にできることは地方に」との考えの下、長期にわたる不良債権問題、大

幅な財政赤字と膨張する政府債務など、経済財政全般の諸課題を構造改革を推進することによって克服する方針を示した。国と地方の関係については、「国から地方への考え方に基づき、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方分権型の新しい行政システムを構築する」との方針に基づき、三位一体の改革、市町村合併の推進、国から都道府県、都道府県から市町村への権限委譲などが行われることとなった。

平成十一年には、地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が成立し、機関連任事務制度の廃止や国の関与の新しいルールの創設などが行われた。十八年には地方分権改革推進法の成立と、同法に基づく地方分権改革推進委員会の発足、同委員会による四次にわたる勧告を経て、国は地方分権改革推進計画を閣議決定するとともに、二十三年四月には第一次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）を成立させ、義務づけ、枠付けの見直しと条例制定権の拡大（四十一法律）を図るとともに、同年八月に成立した第二次一括法ではさらに基礎自体への権限委譲（四十七法律）と義務づけ・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（百六十法律）が行われた。

### 二十一世紀の県政のスタート

バブル崩壊後の長引く景気低迷やデフレ経済からの脱却など困難な課題が山積する一方、少子高齢化の進展や未だかつて経験したことのない人口減少という課題に直面し、社会のあらゆる仕組みの見直しが求められていた。

このような時代背景を踏まえ、平成十三年三月に、二十一世紀の百年を展望して子や孫の世代を見据えた新時代の考え方や当面の目標を掲げ、県民とともに日本一の郷土群馬づくりを目指す新たな群馬県総合計画「二十一世紀のプラン」を策定した。十八年三月には、同プランの基本構想部分を引き継ぎ、社会経済状況の変化を踏まえ基本計画部分の見直しを行い、十八年度から二十二年度を計画期間とする第十三次群馬県総合計画「ぐんま新時代の県政方針」を策定した。この時期、県内経済が好調に推移していたことや、北関東自動車道の全線開通が控えていたことなどから、企業立地や自然や温泉などの本県の観光分野の発展、生活環境の向上などが期待される一方、少子高齢化や人口減少などの社会環境の変化を踏まえた新たな郷土の姿を示すものであった。二十三年には、先人から受け継いできた「群馬の限らない可能性」を大きく羽ばたかせることを基本理念とする第十四次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」が策定された。この計画は、地域を支え、経済・社会活動を支え

る人づくり、安全で安心できる暮らしづくり、恵まれた立地条件を活かした産業活動の向上・社会基盤づくりを三つの基本目標とした、二十三年度から二十七年間の五カ年間の施策の方向と主要事業を盛り込んだものであり、群馬の可能性を大きく羽ばたかせるための郷土づくりの指針となるものであった。

## 第二章 県政の動き

### 第一節 小寺県政第三、四期

(平成十四年四月～十九年七月)

我が国経済は平成十二年に景気の山を越え、景気後退局面に入った。設備投資の減少が続き、個人消費が低迷するとともに、十三年十二月には失業率が五・五%に達し、既往最高水準を更新した。このような経済状況の中、十四年度予算編成においては県税収入が前年度比十一・四%と大幅に減少する厳しい状況にあったが、「限られた予算を重点的、効率的に配分し、創意工夫をこらすことにより県民の要望に応え、県内経済の安定と県民生活の安定を図る」ことを目指した「減収増益型」予算と銘打った対前年度比二・六%減の予算の編成を行った。予算編成にあたっては、①失業・倒産防止等県民生活を守る②将来に向かって③行財政改革の断行、を基本方針とした。

平成十五年七月の知事選挙において、小寺候補は現職の強みを發揮し、圧倒的な県民の支持を得て四選を果たし

た。小寺県政の陣容として、副知事に高山昇、出納長に後藤新がそれぞれ任命された。

一方、この期における県議会正副議長の就任状況は、次のとおりである。

第七五代議長	山口 清	平成一三年五月～一四年五月
副議長	中村紀雄	
第七六代議長	岩井賢太郎	平成一四年五月～一五年五月
副議長	時吉敏郎	
第七七代議長	高木政夫	平成一五年五月～一五年十二月
副議長	秋山一男	
第七八代議長	矢口 昇	平成一五年十二月～一七年五月
副議長	原 富夫	
第七九代議長	中村紀雄	平成一七年五月～一八年五月
副議長	中沢丈一	
第八〇代議長	大澤正明	平成一八年五月～一九年五月
副議長	関根 圀男	
第八一代議長	中沢丈一	平成一九年五月～二〇年五月
副議長	五十嵐清隆	

四期目を迎えた小寺知事は就任後初の県議会において、「雇用を守り、景気を上向きに、国の政策とともに強い群馬の経済力をつくる」、「努力しながらも、弱い立場にある人の味方になる」、「自然を守る」、「農林業を再評価し、食の安全に取り組む」、「子どもを育てるなら群馬県」と言われるような社会環境をつくる」という五項目を掲げて県政運営の方針を明らかにするとともに、人間性が疎外されてきた二〇世紀を反省し、人間性を回復する新しい社会をつくることを目指し、十年先を見据え、百年の大計を考え、着実に政策を進めていくとの所信を表明した。

## 背景

バブル経済崩壊後の日本経済は、「失われた十年」と言われるような低成長時代が続いていた。長引くデフレ、若年者の失業、非正規雇用の問題、金融機関の不良債権問題、金融システム不安、政府債務の累増と財政の持続可能性に対する懸念、急速に進展する少子高齢化、国内産業の空洞化等、経済財政をめぐる様々な政策課題に直面していた。そうした中、平成十三年に、小泉内閣が成立し、「聖域なき構造改革」に着手することになった。郵政事業の民営化、道路関係四公団の民営化等、政府による公共サービスを民営化などにより削減し、市場にできることは市場に委ねる、いわ

ゆる「官から民へ」、また国と地方の三位一体改革、いわゆる「中央から地方へ」を改革の柱としていた。

## 県政

このような背景のもと、第四期目に入った小寺県政は、厳しい財政状況の中にあつて、行財政改革に取り組むとともに、①景気、雇用対策、②科学技術の振興、③食品の安全確保、④森林の整備、⑤治安回復、⑥人づくり、⑦県立病院の整備など「ぐんま新時代」を切り開く様々な取り組みを計画的に推進した。

## 行財政改革

厳しい経済財政状況の下で、県民の要望に的確に対応するために、各部署長による主体的かつ全庁横断的な予算編成方法への改革の取り組みや企画部を廃止し、新たに機動的な政策を進める組織として特別政策本部を設置するとともに、病院部門を独立させ、病院管理者の下に病院局を設置するなど機構改革に取り組んだ。また、部の垣根をとりはらい、スピーディーで柔軟かつ機動的な組織を目指して平成十六年四月には理事制を導入した。また、現場第一主義という考え方を進めて県内五か所に県民局を設置するとともに、「地域調整費」を創設し、庁内分権を進めた。さらに、行政経費の削減を図るため、一般行政職員の定数削減、行政事務費の大幅削減、公社事業団の見

直しなど行財政改革を断行した。

### 景気、雇用対策

日本経済は平成十二年に景気の山を越え、景気後退局面を迎えた。翌年には生産が大幅に減少するとともに、失業率は七月に5%を超え、十二月には五・五%と既往最高水準を更新する状況にあった。こうした状況の中、雇用支援本部を中心に全庁をあげて雇用支援に取り組み、緊急地域雇用創出特別基金を活用して雇用の創出を図るとともに、専修学校や各種学校を活用した雇用支援などを行った。また、若年求職者や再就職を目指す中高年のための就職支援塾を開催した。さらに、失業者緊急教育資金や労働相談体制の強化などのセーフティーネットを構築するとともに、極めて厳しい経営環境にある中小企業を支援するため、制度融資の利率を過去最低に引き下げるとともに、融資期間の延長、経営強化支援資金などの融資枠の確保・拡大、セーフティネット資金の創設など金融面からできる限りの策を講じた。特に、年末に向けての緊急移動融資相談会の開催や県庁内に土曜・日曜・休日窓口を開設するなど相談体制の強化を図り、緊急中小企業支援対策を実施した。

### 科学技術の振興

群馬県の産業の発展を支える科学技術の振興を図り、中小企業に対する技術支援の中核となる産業技術センターを建設し、産学官連携共同研究など研

究開発を推進するとともに、機動的、弾力的な対応が可能となる特別研究費を創設した。

### 食品の安全確保

平成十三年におけるBSE(牛海綿状脳症)の発生や十四年の食品会社による牛肉偽装事件などの影響のため畜産物に対する消費が低迷した。このため牛肉の安全性を確保するため、特定四部位の焼却施設や冷蔵施設の整備などを行い、消費者不安の解消と県産牛の消費回復に努めた。また、これを機に、食品全般の安全について、生産から消費にわたる抜本的な組織として食品安全会議を設置した。しかし、同年七月には、さらに、無登録農薬の使用販売問題が生起し、食の安全を脅かす重大な問題となった。県では、このような状況に対応するため、農薬販売業者への立入検査や出荷前自主検査体制の整備、店頭に流通する生鮮野菜や輸入野菜の残留農薬検査を実施するとともに、全国に先駆けて食品安全条例を制定した。また、生産から消費に至る総合的な食品検査の専門機関として全国で初めて食品安全検査センターを設置した。

### 森林の整備

木材価格の低迷や山村の過疎・高齢化の進行により、林業が衰退してきた。そこで、林業の振興を図るため間伐等による森林整備や集約化施策のための林道・作業道等の整備を強力に推進した。また、県産材を土木などの公共工事で積極的に活用するとともに、新たな県

産材流通システム新生対策として杉百本家づくり推進などにも取り組んだ。また、県土の三分の二を占める森林がその公益的機能を十分に發揮できるよう、森林整備を推進するとともに、山腹等の崩壊を未然に防ぐための治山工事、保安林の適正な管理、保全により災害に強い森林づくりを推進した。

**治安回復** 刑法犯認知件数が年々増加し、年間四万件を超えて戦後最多を記録するなど、治安の悪化が進み、県民に大きな不安を与える状況にあった。このため、警察官の増員を進めるとともに、地域社会の防犯機能の底上げを図るべく、あいさつの励行や自主防犯パトロールの実施など県民、事業者、行政、警察が一体となつて犯罪が起りにくい町づくりを進めるため、犯罪防止推進条例を制定するとともに、治安回復県民会議を設置し、防犯意識の向上、青少年の健全育成や安全教育の充実、さらには地域での防犯体制づくりや自主防犯活動の推進などに取り組んだ。また、交通事故の急増に対処するため県単独交通安全施設整備費を大幅に増額するとともに、明るく住みよい地域社会の実現に向け、県民あげて暴力団追放に向けた対策を強力に推進した。

**人づくり** 教職員の増員、ぐんま少人数クラスプロジェクト、さくらプランとわかばプランの充実に努めた。さくら

プランについては、平成十九年度には、小学校第一～三学年で三十一人以上の学級に一名の非常勤講師を配置した。また、わかばプランについては、十九年度には、中学校第一学年において四学級以上の学校に一～三名の非常勤講師を配置した。また、国際的な視野を持った人材育成を目指す中高一貫教育校を設置したほか、県立女子大学に評議会を設置するとともに、外国語教育研究所の充実と新たに国際コミュニケーション学部を設置した。また、県立医療短期大学を発展的に解消し、四年制の県民健康科学大学を設置した。

## 第二節 大澤県政第一期

(平成十九年七月～二十三年七月)

平成十九年七月の知事選挙において、大澤候補は五選を目指す小寺候補ほか三候補を退け初当選を果たした。大澤知事は県議会の同意を得て、副知事二人制を採用した結果、大澤県政の陣容として、副知事に茂原璋男、佐々木淳がそれぞれ任命された。

一方、この期における県議会正副議長就任状況は、次

のとおりである。

第八一代議長 中沢 丈一	平成一九年五月～二〇年五月
副議長 五十嵐清隆	
第八二代議長 腰塚 誠	平成一九年五月～二〇年五月
副議長 小野里光敏	
第八三代議長 原 富雄	平成二一年五月～二二年五月
副議長 金田克次	
第八四代議長 関根 圀男	平成二二年五月～二三年五月
副議長 松本耕司	
第八五代議長 南波 和憲	平成二三年五月～二四年五月
副議長 久保田順一郎	

初当選を果たした大澤知事は就任後初の県議会において、「群馬はもともととと羽ばたける潜在力や可能性を秘めている。県政の明日を拓く第一歩は、県民のための県政、公平・公正な県政に重点を置き、全ての県民が誇りをもてる『ふるさと群馬』を築くために、職員の先頭に立って対話と協調をモットーに全力で県政の舵取りをして参りたい」と県政運営の方針を明らかにするとともに、県政を刷新し、県民の生活を重視した行政への転換を迅速に進める考えを表明した。

## 背景

平成十三年からのゼロ金利政策に代表される金融緩和政策や十六年の大規模な為替介入に伴う円安、新興国や北米の好調な需要などの要因が重なり、日本経済は、輸出関連産業を中心に多くの企業が過去最高の売り上げを記録するなど、十四年二月から二十年二月までの間は、途中、踊り場といわれるような状況に直面しながらも、緩やかな景気拡大期を迎えていた。また、大企業の国内回帰志向から、積極的な設備投資が行われ、雇用が拡大した。しかし、その内容を見ると、正規雇用が減って、非正規雇用が増えて、ワーキングプアなど格差問題が新たな課題となった。

この景気拡大期も平成十九年夏の米国のサブプライムローン問題の表面化、二十年九月のリーマン・ブラザーズの破綻を契機に世界経済は後退期に入った。日本経済も十九年頃から、不動産市況の悪化を受けて建設、不動産などが、さらに原油価格の高騰を受けて運送会社など内需企業の倒産が相次いでいた。そのような中、米国初の金融危機の影響を受け、輸出関連企業でも業績が悪化する企業が相次いだ。その後、アジア新興国を中心に下げ止まりの動きが広がり始め、二十一年頃には世界経済は底打ちした。

こうした中、平成二十一年八月の解散総選挙において、民主党が絶対安定多数の三〇八議席を獲得し、政権交代

が行われた。また、二十三年三月十一日には、三陸沖を震源とする、マグニチュード九・〇の大規模地震が発生するとともに、これに伴う津波により東北地方を中心とした広い地域に大きな被害をもたらした。東京電力福島第一原子力発電所では、津波により電源を喪失したため核燃料の冷却ができず水素爆発を起こし、放射性物質が大気中に放出される事態となった。

一方、平成五年に施工命令が出された、群馬、栃木、茨城の北関東三県を結ぶ総延長約一五〇キロの北関東自動車道が同月十九日に全線開通した。

## 県政

このような背景のもと、初当選を果たした大澤知事は、選挙戦を通じて訴えてきた「県政の刷新を」、「暮らして安心・安全を」、「県経済に活力を」という三つの基本方針に沿って、①執行体制の見直し②行財政改革③医療先進県ぐんまづくり、④観光立県ぐんま推進、⑤危機管理体制の強化、などの取り組みを計画的に推進した。

### 執行体制の見直し

わかりやすく機能的な組織とするため理事制を廃止し、責任と権限が明確となる部制を導入するとともに、県民生活を重視した行政、文化や伝統などを核とした群馬づくりを推進するため新たに生活文化部

を創設した。また、企画部の機能強化を図るとともに、情報収集や情報発信、企業誘致、観光、物産販売などの拠点として「ぐんま総合情報センター」を東京・銀座に開設した。さらに、県政の重要課題となっていた企業誘致、医師確保、介護人材の確保対策の取り組みを強化するため、企業誘致推進室、医師確保対策室、介護人材確保対策室を新たに設置した。

### 行財政改革

県有施設のうち民間参入が見込まれる施設や経費負担が大きい十五施設を対象に、そのあり方を見直すため、「群馬県公共施設のあり方検討委員会」を設置し検討を進めた。その結果、水産学習館は閉館、高齢者介護総合センターは民間譲渡、精神障害者援護寮は指定管理者制度の導入、旧知事公舎は解体との方針が決定されるとともに、その他の施設についても抜本的な見直しが行われることになり、経費削減など効率化が図られた。また、事業評価を通じて全ての事業の見直しを徹底して行った。さらに、長期間にわたり未利用となっていた元総社用地などの未利用地の活用や処分を推進するため、県有地利用検討委員会などでの検討を加速するとともに、利用計画のない県有地についてはインターネットオークションなどを活用して処分を進めた。さらに、用地の先行取得を行うために設けられていた土地開発基金については、その必要性が薄れてい

ることから平成二十二年三月にこれを廃止するとともに、木材価格の下落により経営不振が続いていた林業公社については、二十三年四月に民事再生手続きの申し立てを行った。また、自主財源の確保を図るため、県庁舎等への自動販売機の設置や広告の掲示など行政財産の貸し付けや有料駐車場の運営など新たな取り組みを開始するとともに、群馬県民会館や敷島公園野球場に対してもネーミングライツの導入を行った。

**医療先進県ぐんまづくり** 四つの県立病院や群馬大学と共同で整備した重粒子線治療施設など高度先進医療を提供するとともに、中学校卒業までの子ども医療費無料化やドクターヘリの運行など全国屈指の先進的な取り組みを進めた。また、がん対策の推進や周産期、小児三次救急体制の強化など県民の生命と健康を守る医療先進県づくりに取り組んだ。

**観光立県ぐんまの推進** 平成二十年三月に、観光振興を経済戦略の中心に据えた観光振興計画「はばたけ群馬観光プラン」を策定し、魅力ある観光地づくり、戦略的な情報発信、国際観光立県ぐんまの推進を基本方針として観光振興に取り組んだ。魅力ある観光地づくりを進めるため引き続き千客万来支援事業を実施するとともに、ぐんま総合情報センターやインターネットを活用した情報発信を強化

した。

また、平成二十年度にはタレントの中山秀征氏と井森美幸氏を「ぐんま大使」に選任し、本県の魅力の発信と認知度向上、イメーリアップに取り組んだ。二十三年度にはJRGグループと共同で国内最大規模の大型観光キャンペーン「群馬グステイネーションキャンペーン」を実施した。

**危機管理体制の強化** 平成七年の阪神・淡路大震災や平成二十三年三月に発生した東日本大震災などの地震災害に加え、台風や豪雨、豪雪などの自然災害が多発する状況を踏まえ、防災体制の大幅な見直しを進めた。一方、本県においては、十九年九月に県南西部を台風九号が襲い、土砂災害など大きな被害をもたらす事態が発生した。これを受け、二十年四月に、危機管理監と危機管理室を設置し、同年八月には危機管理大綱を定めるなど、危機管理体制を強化した。また、阪神・淡路大震災等の経験から自主防災組織の重要性が再認識されたことから、本県においても自主防災組織の結成を促進するとともに、そのリーダーの育成に努めた。

**人づくり** 教職員の増員、ぐんま少人数クラスプロジェクト、さくらプランとわかばプランの充実に努めた。さくらプランについては、平成二十一年度に、小学校第一、第二学年の全ての学級において三十人以下、第三・四学年の全ての

学級において三十五人以下の学級編制を行った。わかばプランについては、二十三年度に、中学校第一学年の全ての学級において三十五人以下の学級編制が行えるよう教員を配置した。

### 第三節 大澤県政第二期

(平成二十三年七月)

平成二十三年七月の知事選挙において、現職として臨んだ大澤候補は、圧倒的な県民の支持を得て再選を果たした。大澤県政の陣容として、副知事に茂原璋男、池本武広が任命された。

一方、県議会においては、議長に南波和憲、副議長に久保田順一郎が就任していた。

大澤知事は再選後の初の県議会において、「県政の主役は県民です。今後も可能な限り現場に向き、自分の目で見えて、直接県民の声を聞くとともに、県議会とも十分議論を重ね、市町村ともしっかりと連携しながら『対話と協調』、『現場主義』を貫き、全力で県政の舵取りをしていきたい」と決意を表明するとともに、今後、重点的に取り組む課題とし

て、①人づくり、②県民の安全・安心の確保、③産業活力の向上・社会基盤づくり、④県政改革の推進の四つの基本政策を示した。

具体的な政策としては、東日本大震災対策として、被災地への職員派遣、支援物資の搬送、被災者の受入れ等の被災者支援を行うとともに、放射性物質対策及び風評被害対策として、測定、検査態勢の強化、県産農畜産物の安全性PR、観光誘客等を実施したほか、産業支援対策として、新たな制度融資の創設などを行った。

群馬デステイネーションキャンペーンでは、市町村、JR東日本、経済・農業関係団体などと幅広く連携して本県の魅力を発信した結果、震災の影響が懸念された中、県内観光客の入込数は対前年度比六・九%の増加となる約一〇九万人を数えた。

この他、上信自動車道八ツ場バイパスの開通をはじめとした、高速交通網と県内各地の接続を向上させる「七つの交通軸」の整備を着実に推進するなど、幅広い政策課題に取り組んだ。